

# 地球温暖化対策地域推進計画 改正について

令和6(2024)年11月

泉大津市都市政策部環境課  
ゼロカーボンシティ推進担当

---

I . 地球温暖化対策地域推進計画	・・・3ページ
II . 「区域施策編」の改正について	・・・5ページ
III . 「事務事業編」について	・・・7ページ
①「地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画 （第5期）」の改正について	・・・8ページ
②直近の温室効果ガス排出量の推移について	・・・14ページ

# I . 地球温暖化対策地域推進計画について

# 1. 地球温暖化対策地域推進計画について

地球温暖化対策地域推進計画とは・・・

温室効果ガスの排出抑制を目的として地方公共団体が策定する計画

法的根拠:地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

区域施策編・・・区域内の事業者・住民等の活動が対象

→ 泉大津市地球温暖化対策地域推進計画(令和5年3月策定)

事務事業編・・・地方公共団体の実施する事業が対象

→ 地球温暖化対策の推進に関する泉大津市実行計画 第5期  
(令和元年5月策定、令和6年4月時点修正)

## Ⅱ. 「区域施策編」の改正について

# 1. 改正について

## 1. 改正理由

- ・ 公共施設太陽光発電設備設置可能性調査(2023年度実施、環境省補助事業)の結果を反映する。

## 2. 改正内容

- ・ 公共施設太陽光発電設備設置可能性調査の結果を追記  
【区域施策編P31～】
- ・ 気候変動について追記(気候変動適応計画としての位置づけを明記)  
【区域施策編P34～】
- ・ 最新技術の動向等の追記(環境基本計画との整合を図る)  
【区域施策編P46～】
- ・ 数値の更新

## 3. 改正日(予定)

令和7年3月

※改正内容については、【参考】(区域施策編)をご確認ください

## Ⅲ. 「事務事業編」について

①地球温暖化対策の推進に関する  
泉大津市実行計画（第5期）  
の改正について



# 1. 改正(時点修正)について

## 1. 改正理由

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律、(国)地球温暖化対策計画、泉大津市地球温暖化対策地域推進計画等との整合性を図る。(目標値の変更)
- ・ 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル等との整合性を図る。(排出係数等の修正)

## 2. 改正内容

- ・ 目標値の変更
- ・ 排出係数・地球温暖化係数の修正

## 3. 改正日

令和6年4月

## 2. 改正内容

### ・削減目標について

新	旧
<ul style="list-style-type: none"><li>・市の事務事業において2030年度において2013年度比で<b>51%</b>削減</li><li>・2013年度の本市排出量7,552t-CO<sub>2</sub>に対し、2030年度の温室効果ガス排出量は<b>3,700</b>t-CO<sub>2</sub></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の事務事業において2030年度において2013年度比で<b>40%</b>削減</li><li>・2013年度の本市排出量7,552t-CO<sub>2</sub>に対し、2030年度の温室効果ガス排出量は<b>4,531</b>t-CO<sub>2</sub></li></ul>

## ・排出係数について

### 新

燃料等の種類	使用量単位	排出係数
電力量	kWh	年度ごとに変更
都市ガス	m <sup>3</sup>	年度ごとに変更
プロパンガス	m <sup>3</sup>	6.00kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
ガソリン	リットル	2.29kg-CO <sub>2</sub> /リットル
軽油	リットル	2.62kg-CO <sub>2</sub> /リットル
灯油	リットル	2.50kg-CO <sub>2</sub> /リットル

電力及び都市ガスの排出係数は、供給事業者に対して年度ごとの係数を国に報告することが義務付けられているため、**両排出係数は年度ごとに変更**して算定

その他、排出係数は「**地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)**(旧 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)(環境省)及び**温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.5.0**(環境省、経済産業省)」を基に設定

### 旧

燃料等の種類	使用量単位	排出係数
電力量	kWh	0.522kgCO <sub>2</sub> /kWh
都市ガス	m <sup>3</sup>	2.23kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
プロパンガス	kg	3.0kg-CO <sub>2</sub> /kg
ガソリン	リットル	2.32kg-CO <sub>2</sub> /リットル
軽油	リットル	2.58kg-CO <sub>2</sub> /リットル
灯油	リットル	2.49kg-CO <sub>2</sub> /リットル

電力の排出係数を、**基準年度の2013年度の関西電力のもの**を固定として用いて算定

プロパンガスの使用量単位は、m<sup>3</sup>で表される場合もあるので、その場合の排出係数は、6.0 KgCO<sub>2</sub>/m<sup>3</sup>とする。その他、排出係数は「**温室効果ガス排出算定・報告マニュアル**」(環境省)2017年3月の数値を基に設定

## ・地球温暖化係数について

### 新

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1
メタン(CH <sub>4</sub> )	28
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	265
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,300

地球温暖化係数は、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(旧 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)(環境省)及び温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer.5.0(環境省、経済産業省)」を基に設定

### 旧

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1
メタン(CH <sub>4</sub> )	25
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,430

地球温暖化係数は、「温室効果ガス排出算定・報告マニュアル」(環境省)2017年3月の数値を基に設定

# 3. 改正について

## 1. 改正理由

- ・ 公共施設太陽光発電設備設置可能性調査(2023年度実施、環境省補助事業)の結果を反映する。
- ・ 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル等との整合性を図る。(対象施設の見直し等)

## 2. 改正内容

- ・ 環境省の補助を受けた事業結果の記載(太陽光発電設置可能性調査)
- ・ マニュアル等との整合性を図る

## 3. 改正日(予定)

令和7年3月

※令和6年度の改正内容については、【参考】(事務事業編)をご確認ください

## ②直近の温室効果ガス排出量の推移について

# 1. 温室効果ガス排出量の実績

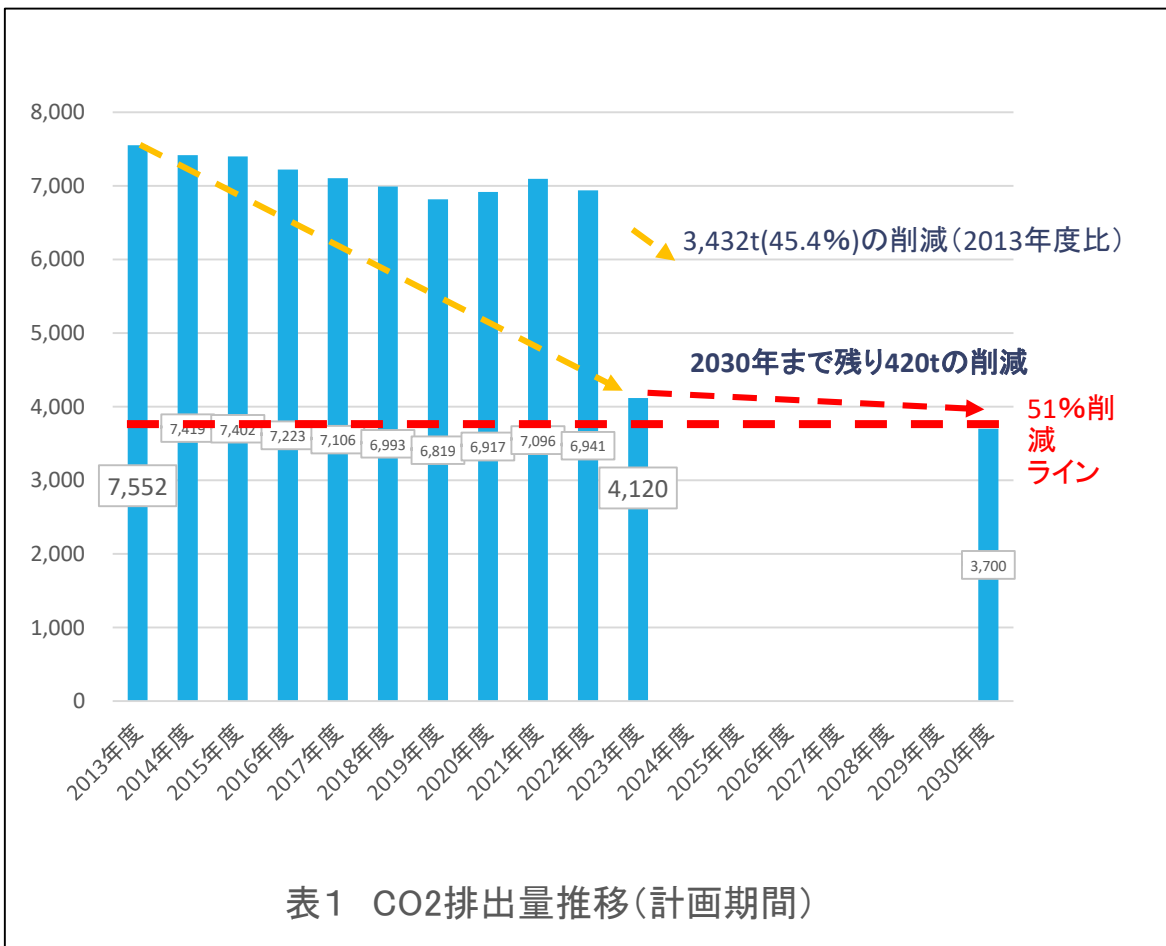
## CO2排出量

基準年度 7,552t/年  
(2013年度)

2023年度 **4,120t/年**  
(令和5年度)

LEDの導入等の取組により、2019年度まで順調に削減してきたが、2020年度・2021年度はコロナに対する対応等のため増加している。

2023年度は、公共施設(一部)で排出係数がゼロの電気を使用しているため、大きな削減となった。



# 2. エネルギー別実績

○電力（基準年度 5,193t/年）  
CO2排出量 2,506t  
基準年度比 **2,687t(51.7%)削減**

○都市ガス（基準年度 2,157t/年）  
CO2排出量 1,413t  
基準年度比 **744t(34.5%)削減**

